

**第４期廿日市市地域福祉計画策定支援業務委託事業者選定に係る
公募型プロポーザル実施要領**

１ 趣旨

本要領は、「第４期廿日市市地域福祉計画策定支援業務」の受託候補事業者を公募型プロポーザル方式により選定する手続きについて、必要な事項を定める。

２ 業務の概要

(１) 業務名

第４期廿日市市地域福祉計画策定支援業務

(２) 業務内容

別紙「第４期廿日市市地域福祉計画策定支援業務仕様書」のとおり

(３) 履行期間

委託契約締結の日から令和８年３月３１日まで

(４) 提案上限額

９，７０８，０００円

(取引にかかる消費税及び地方消費税（税率１０％）を含む。)

※ 金額は、契約金額や予定価格を示すものではない。提案にあたっては上限額を超えないものとする。

３ 参加資格

次に挙げる条件をすべて満たしている事業者であること。

- (１) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。
- (２) 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (３) 応募書類の提出時点において、本市の指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者でないこと。
- (４) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (５) 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (６) 廿日市市暴力団排除条例（平成２４年条例第２号）第２条第１号に規定する暴

力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

- (7) 法人であること。
- (8) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (9) 他の地方公共団体での同種業務又は類似業務の実績、本業務を遂行する十分な能力及び適正な執行体制を有していること。
- (10) 個人情報の保護について、本市の施策に準じた措置を講じることができること。
- (11) プライバシーマークを取得していること。

4 公募・選定スケジュール

内 容	日 程
公募開始・参加申込書等提出期間	令和7年4月25日（金） ～5月9日（金）
質問書受付期間	令和7年4月25日（金） ～5月2日（金）
質問書に対する回答期限	令和7年5月8日（木）
参加申込書兼誓約書の提出期限(募集終了)	令和7年5月9日（金）
参加資格審査の結果通知	令和7年5月13日（火）
企画提案書等提出期限	令和7年5月19日（月）
プレゼンテーション ※時間、場所等は、企画提案書受け付け確認後に通知	令和7年5月26日（月）
審査結果通知発送	令和7年5月下旬
契約締結	令和7年6月初旬

5 質問書の提出等

(1) 質問の受付方法

質問書（様式3）により、電子メールにより提出すること。提出後は、必ず電話にて受信確認を行うこと。電話、FAX及び直接来庁による質問には応じない。

(2) 受付期間

令和7年4月25日（水）～5月2日（金）午後5時まで

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年5月8日（木）までに、質問内容を含めて本市のホームページにて随時公表する。なお、公表は質問者名を伏せた上で行う。

6 参加申込（提出書類等）

(1) 提出書類及び提出部数

- ア プロポーザル参加申込書兼誓約書（様式1） 1部
- イ 業務実績報告書（様式2） 1部
- ウ 会社概要のわかるもの（パンフレット等も可） 1部

(2) 提出期限及び提出方法

ア 提出期限

令和7年5月9日（金）午後5時（必着）

イ 提出方法

事務局に持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、土日祝以外の午前9時から午後5時までに、郵送の場合は、提出期限の日までに必着とする。郵送方法は、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法の利用に限るものとする。発送後であっても未着の場合は、提出期限内の提出がなかったものとみなす。

7 企画提案書の提出等

(1) 提出書類及び提出部数

次の書類を指定部数提出すること。

	提出書類	部数	様式	備考
1	企画提案書	6部 (正本1部、 副本5部)	任意	
2	参考見積書		任意	内訳書を添付のこと
3	情報非公開希望申立書	6部	様式4	

(2) 企画提案書

ア 企画提案書の様式等

- (ア) 様式は任意とする。
- (イ) 用紙サイズは、A4版縦とし、横書き、両面印刷、左綴じとする。
- (ウ) 文字サイズは、10ポイント以上とする。
- (エ) 使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とする。
- (オ) 両面印刷で20ページ以内（表紙はページ数に含めない）とし、印刷の色は、カラー、白黒を問わない。
- (カ) ページ番号を付すること。

イ 企画提案書の基本構成

(ア) 企画提案書正本は、表紙に会社名を記載すること。副本は、提案者が判別できるような記載（ロゴも含む）を一切行わないこと。

(イ) 9 (3) 評価基準に示す提案項目の順に題目を明記して記述すること。

(3) 参考見積書

ア 用紙サイズはA4版縦とし、任意様式で作成すること。副本は、提案者が判別できるような記載（ロゴも含む）を一切使用しないこと。

イ 見積価格は、消費税及び地方消費税（税率10%）の額を含めた総額を記載すること。

ウ 業務ごとの詳細な内訳を記載すること。（別紙でも可）

(4) 情報非公開希望申立書（様式4）

ア 提出書類は廿日市市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、対象文書として原則公開することとする。しかしながら、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めるに足りる合理的な理由がある情報は、同条例第7条第3号の規定により非公開とできる場合がある。企画提案書において、当該規定適用により非公開とすることを希望する部分について、情報非公開希望申立書により、該当部分と、公開により正当な利益を害すると認められるに足りる具体的な理由を明示すること。（ただし、本市の検討の結果、公開となる場合もある。）

イ 非公開を希望する部分が無い場合でも、その旨を記載し、申立書を必ず提出すること。

(5) 提出期限

令和7年5月19日（月）午後5時（必着）

(6) 提出方法

事務局に持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、土日祝以外の午前9時から午後5時までに、郵送の場合は、提出期限の日までに必着とする。郵送方法は、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法の利用に限るものとする。発送後であっても未着の場合は、提出期限内の提出がなかったものとみなす。

8 辞退について

参加申込後に辞退する場合は、参加辞退届（様式5）を事務局に提出すること。

なお、参加申込書の提出期限から契約締結日までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合にも、当該様式を提出するものとする。

9 審査・選定方法

(1) 審査目的

本件審査は、具体的な契約交渉を行う事業者を選定するためのものであり、提出書類等により企画力や実現の可能性、業務遂行能力などを審査するが、提案内容をそのまま契約内容とするものではない。

具体的な契約内容及び委託金額は本市との交渉を通じて決定する。

(2) 審査方法

提案の審査は、本市が設置する第4期廿日市市地域福祉計画策定支援業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において実施する。

(3) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(4) プレゼンテーション

ア 実施日時

令和7年5月26日（月） ※提案者ごとの開始時間は後日通知する

イ 実施時間

1者につき35分程度（提案20分、質疑15分）

ウ 資料

プレゼンテーションは、企画提案書提出時の資料で行い、追加資料の提出は認めない。

エ 出席者

提案書の実施体制に記載されている主たる管理責任者及び主任担当者が行うこととし、会場への入室は3名以内とする。

(5) 評価方法等

ア 提出書類及びプレゼンテーションにより、評価基準に基づいて総合的に評価する。

イ 提案者が1者の場合であっても審査を行う。

(6) 候補者の選定方法

ア 提出された企画提案書を審査した結果、委員全員の合計評価点数が満点の60%に満たない場合は、契約候補者として選定しない。

イ 失格者を除いた者のうち、(5)の合計評価点数が最も高い者を、第一候補者（最優秀提案者）として選定する。

ウ 最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を第一候補者として選定する。

(7) 審査結果の通知

審査結果は、本市ホームページにて掲載するとともに全提案者に書面で通知する。選定に関する異議等は受付けない。

(8) 契約締結の交渉

最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調の時は、次点の者と契約締結の交渉を行うこととする。

10 その他留意事項

- (1) 本プロポーザル選考に参加する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書は1者1案とする。
- (3) 企画提案書提出期限終了後の提案等の修正又は変更は一切認めない。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製することがある。
- (6) 提出書の著作権は参加申込者に帰属する。
- (7) 委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

11 事務局（書類等提出先）

廿日市市健康福祉部健康福祉総務課福祉企画係

所在地 〒738-8512

広島県廿日市市新宮一丁目13番1号

（山崎本社みんなのあいプラザ3階）

電話 0829-30-9150

FAX 0829-20-1611

E-mail kenkofukushi@city.hatsukaichi.lg.jp

担当 山本（京）、山本（悠）